

平成29年度第6回奈良県大規模小売店舗立地審議会 議 事 録

1 開催日時

平成30年3月28日（水） 13:30～16:30

2 開催場所

奈良県産業振興総合センター イベントホール

3 出席者

審議会委員：榊原会長、花田委員、杵崎委員、藤平委員、吉川委員

事務局：産業振興総合センター創業・経営支援部 榭井部長

商業・サービス産業課 稲葉課長、

人見係長

服部主任主事

波多主任主事

事業者：●（仮称）ウエルシア薬局橿原中曾司店

●（仮称）サンドラッグ大和高田店

4 議 題

- (1) 「（仮称）ウエルシア薬局橿原中曾司店」新設届出について
- (2) 「（仮称）サンドラッグ大和高田店」新設届出について
- (3) 届出状況及び今後の審議会の開催予定について

5 議事内容

- (1) 「（仮称）香芝高複合商業店舗」新設届出について

①諮問事項、届出の概要及び指針への対応状況について説明（事務局）、事務局との質疑応答

②届出概要の説明（設置者）

・事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明、質疑応答

—————質疑概要—————

●交通

審議会)

入口②出口③について北側への退店については誘導しないとしているが、釣具店への来店は北からもあるか。

事業者)

交通動線のメインは東西の中和幹線。

警察からは北側の住宅街の方をすべて排除しなければならないという指導ではない。

審議会)

荷捌き施設へのトラックについて最大全長はどの程度か。

事業者)

約5.8m程度。

審議会)

荷捌き車両はどのような動きをするのか

事業者)

出入口①から入庫し、右に頭を振り、少し長距離になるが、バックで荷捌き施設にむかう。

原則従業員による誘導を行う。

審議会)

従業員駐車場は何らかの形で標示できないか。

事業者)

表示は可能。

審議会)

入口に設置されるポストコーンは固定か。

事業者)

固定。

審議会)

路面標示は北へ誘導するように

事業者)

承知した。

審議会)

出口③に設置するミラーは向きや高さをきっちりと検討するように。

事業者)

承知した。

審議会)

北側の駐車場は利用見込みがあるのか。

事業者)

空白部分にクリニックが入る予定をしている。

審議会)

出口については外からも見えにくいのではないか。

事業者)

出口のすぐ北にパトライトを設置し、出庫車両が近づけば光るようにする。

●騒音

審議会)

北側の出口は従前から利用しているものか。

事業者)

利用はない。

●廃棄物

審議会)

いろいろなものを商品として扱うが、食品廃棄物も予測しているが、どのようなものがでるか。

事業者)

生鮮では根菜と牛乳程度。ただし、規模は小さく大きく生ごみを出すものではない。

審議会)

匂い対策はするのか。

事業者)

廃棄物保管庫は屋内設置であるので、部屋自体は密封される。また廃棄物収集作業は保管庫のすぐそばで行うので、外気にはほとんど触れない。

●街並みその他

審議会)

緑地面積は何%

事業者)

約3%

審議会)

たまり場にならないようにするための対策はなにかあるか。

事業者)

敷地内については、従業員が巡回する。たまり場になりそうな場合は声掛け、警察に連絡する。

審議会)

24時間営業の場合夜間従業員は何名くらいで。

事業者)

社員は必ず1名とアルバイト等1名 最低2名以上は入る。

調剤が入る場合は薬剤師が1名入るので3～4名。

審議会)

職員に過重な負担はかからないか。

事業者)

防犯カメラは店長室で確認できる。

③審議結果

- ・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案

して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

- ・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。
 - (a)大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。
 - (b)駐車場への入退場及び荷さばき施設への車両の通行において、特に市道側の入口及び出口に留意しつつ、歩行者及び周辺交通の安全に十分配慮した運営を徹底されたい。
 - (c)店舗設備等に伴う騒音について、周辺地域住民等と十分に協議し、店舗の周辺環境に影響が出ないように、静音を図るための対策を講じる等、特段の配慮をされたい。
 - (d)檀原市からの意見に留意し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

(2) 「(仮称) サンドラッグ大和高田店」新設届出について

①諮問事項、届出の概要及び指針への対応状況について説明(事務局)、事務局との質疑応答

②届出概要の説明(設置者)

事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明、質疑応答

————— 質疑概要 —————

●交通

審議会)

敷地の西に歩道のようなものがあるがなにか。

事業者)

西側の道路を拡幅し、市の方へ移管した。

緑の部分は緑化等を行わない予定。

審議会)

駐車場内の路面標示は必要ではないか。

事業者)

承知した。

審議会)

従業員専用の標示を行うように。

事業者)

承知した。

審議会)

自転車と自動二輪を区別した方がわかりやすいのではないかと
事業者)

他店でも分けておらず、支障は出ていない。

●騒音

なし

●廃棄物

審議会)

生ものは全くでないのか。

事業者)

生鮮は扱わないので生鮮生ごみは出ない。

加工品の賞味期限切れのごみは出るがパックのまま廃棄する。

審議会)

におい対策はどのような者を実施するのか。

事業者)

冷蔵設備付きの保管庫は設置しないが、建物内に保管し週6日回収する。

審議会)

リサイクルを徹底するように。

事業者)

承知した。

●街並みづくり

なし。

●答申案

③審議結果

- ・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。
- ・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。
 - (a)大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。
 - (b)来退店車両のスムーズな通行を図るとともに、周辺交通に影響が出ないよう、適宜交通整理員を配置するなど、適切に運営されたい。
 - (c)開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

- (3) 届出状況、今後の審議会開催予定について
- ・届出状況、次回案件説明（事務局）

16 : 40 終了